平成２６年（フ）第４１号
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原766番地７
債務者　富山ノエミこと　トミヤマ　ノエミ
カタクタン
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地びわこ寮４棟511号、前住所滋賀県東近江市中小路町590番地５コープセントラセカンド2008号室
債務者　川村剛浩こと　李　　剛浩
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５８号
滋賀県彦根市後三条町73　Ｋマンション１―Ａ、住民票上の住所岐阜県大垣市荒川町458番地２　西田巧方
債務者　楮山　利光
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３０３号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川25番地の４　豊田マンションＢ棟101
債務者　堀内　重孝
１　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４７号
神戸市須磨区北落合５丁目１番344―402号
債務者　原　セイ子
１　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６０号
神戸市長田区大橋町３丁目２番４―1004号
債務者　斉藤良一こと　姜　　良一
１　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１０号
兵庫県宝塚市山本東２丁目９番４号
債務者　大塚　俊彦
１　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
広島県尾道市因島中庄町5053番地　レガシーＤ202
債務者　三島　健太
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県今治市桜井１丁目10番８号
債務者　田坂　春枝
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１２６号
宮崎市城ケ崎４丁目11番地７　ハート・ピュア宇和田101号
債務者　寺原　孝治
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
北海道沙流郡日高町富川西１丁目10番20号
債務者　菊池　知美（旧姓熊谷）
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
山口県下関市王喜本町４丁目１番７号　ＤＯＭＳ王喜Ａ―４号
債務者　岡澤　　勇
１　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
北海道余市郡余市町大川町５丁目60番地　コーポ幸２Ｆ右、前住所北海道余市郡仁木町長沢南567番地
債務者　渡辺　誠司
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３２３号
愛知県春日井市勝川町４丁目243番地　ハイツ上屋敷Ⅱ202号、従前の住所愛知県春日井市町田町１丁目49番地１
債務者　長谷川吉則
１　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３　市住１―406号
債務者　田中　　平
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
島根県江津市二宮町神主1964番地31　ミレ青山、住民票上の住所島根県江津市和木町399番地
債務者　木曽　千壽
１　決定年月日時　平成26年５月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松江地方裁判所浜田支部